明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令（**厚生労働**九一、九二）　一

〔告　示〕

○元売業者を指定した件（**総務**三五一）　二
○元売業者を指定した件の一部を変更した件（**同**三五二）
○在外教育施設の認定変更を承認した件（**文部科学**一二二）
○食品衛生法施行令に基づく登録養成施設の名称の変更の件（**厚生労働**二四六）
○保安林の指定をする件（**農林水産**一三八四～一三九一）
○中小企業支援法第十一条第一項の規定に基づき中小企業診断士を登録した件（**経済産業**一六八）　三
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十三条第三項の規定に基づき氏名に係る登録簿の変更をした件（**同**一六九）
○中小企業診断士の登録等及び試験に関する規則第十五条第一項の規定に基づき登録の消除をした件（**同**一七〇）　四
○自動車の型式を指定した件（**国土交通**七七〇～七七五）
○航路標識に関する件（**海上保安庁**一五七～一六〇）

〔国会事項〕

公正取引委員会　金融庁　法務省　外務省　財務省　海上保安庁　最高裁判所　六

〔人事異動〕

公正取引委員会　金融庁　法務省　外務省　財務省　海上保安庁　最高裁判所　七

〔叙位・叙勲〕

日本工業規格　八

〔官庁報告〕

産　業

（厚生労働省・経済産業省）

国土調査の実施に関する公示（国土交通省）　九

〔資　料〕

日本と世界の天候（平成二十三年六月）（速報）（気象庁）　九

〔公　告〕

諸　事　項

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係　一二

地方公共団体
公債償還（東京都区）、教育職員免許状失効関係　二九

会社その他
会社決算公告　三

官庁
土地家屋調査士懲戒処分、建設業の許可の取消処分関係　二

省　令

○厚生労働省令第九十一号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を次のように改正する。

平成二十三年七月二十五日

厚生労働大臣　細川　律夫

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

表岩手県の項中「東磐井郡　藤沢町」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年九月二十六日から施行する。

○厚生労働省令第九十二号

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令（昭和六十一年政令第九十五号）第二条第二項の規定に基づき、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令第二条第二項の市町村を定める省令の一部を改正する省令

表栃木県の項中「上都賀郡　西方町」を削り、同表島根県の項中「簸川郡　斐川町」を削る。

附　則

この省令は、平成二十三年十月一日から施行する。